

国民健康保険の 限度額適用認定証



入院・高額な外来診療を受ける前に
限度額適用認定証の申請を

入院及び外来診療の際、一つの医療機関で月額の医療費が高額になり、自己負担限度額を超える場合は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

■対象者 国民健康保険税の滞納がない世帯に属する被保険者

■交付場所 ○国保年金課
○日吉台出張所

マイナ保険証の利用が便利！

事前の申請なしで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

詳しくは、市公式ホームページを確認するか、問い合わせてください。



☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

国民健康保険加入者の 療養費などの給付

国民健康保険の被保険者が次の事由により、医療費を全額自己負担した場合には、申請により審査で認められた保険給付分の払い戻しが受けられます。

- 旅行先や急病で、やむを得ず資格確認書などを持たず治療を受けたとき
- 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったとき
- 医師が必要と認めたはり・きゅう・あんま・マッサージ師の施術を受けたとき

○資格確認書（特別療養）などを提示して治療を受けたとき

○海外渡航中に治療を受けたとき

※治療目的の渡航は対象外

申請には、領収書などの書類や世帯主名義の振込先がわかるものが必要です。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ 国保年金課 ☎ (93) 4083

国民年金 こんなときには届出を

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。

届出を忘れると、将来受け取る年金額が少なくなったり、受けられなくなったりする場合があります。

市役所へ届出が必要なとき

- 会社を退職したとき
- 配偶者の扶養でなくなったとき
- 会社勤めの配偶者が退職または65歳になったとき
- 海外に転出するとき
- 海外から転入してきたとき

詳しくは問い合わせてください。

☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

こんなときには 障害基礎年金の請求を

障害基礎年金は、障害の原因となる傷病の初診日が、次の期間のいずれかの間にあり、かつ、障害認定日に、政令で定められた障害状態になった場合に支給されます。

- ①国民年金加入期間
- ②日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で、年金制度に加入していない期間
- ③20歳前（厚生年金、共済年金加入中を除く）の期間

※①②は保険料の納付要件が、③は本人の所得制限があります。

障害認定日とは

初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日です。ただし、1年6カ月を経過した日が20歳前の場合は、20歳に達した日が障害認定日となります。

なお、初診日に厚生年金加入中の人は日本年金機構へ、共済年金加入中の人は共済組合にご相談ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。



☎ 国保年金課 ☎ (93) 4085

緑の募金報告 門松カードを配布

皆さまからの募金額は、155,679円（令和7年度）となりました。ご協力いただきありがとうございました。

募金を活用して、各戸に門松カードを配布します。

次の配布場所で受け取るか、市公式ホームページからダウンロードしてご利用ください。



■配布日時

12月10日（水）～26日（金）

9:00～17:00

※土・日曜日・休日・各施設休館日を除く

■配布場所 環境課（市役所分庁舎2階）・日吉台出張所・中央公民館

☎ 環境課 ☎ (93) 4945

ちい寄附にご協力を

地域のために小さな寄附から

「ちい寄附」とは、ご賛同いただいたお店の「寄附メニュー」の飲食や商品の代金の一部、店内設置の「寄附箱」への寄附が、市の「ふるさと応援寄附金」に寄附される仕組みです。

寄附金は、市民活動団体への補助金として活用されます。

賛同店になってくださるお店をお待ちしています！

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ 市民活動推進課 ☎ (93) 1117

書き損じハガキや使用済み 切手はありませんか？

世界で学校に通えない子どもや読み書きができない子どものために、学びの場と機会を提供する「世界寺子屋運動」の一環として、書き損じハガキと使用済み切手を集めています。

■収集期間 12月10日（水）～令和8年1月31日（土）

■収集場所 生涯学習課（中央公民館1階）・とみらいテラス（市立図書館）

☎ 富里ユネスコ協会事務局（生涯学習課内）☎ (93) 7641